経済産業省 製造産業局 生活製品課

## 公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ~下請法は取適法へ~改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法(取適法)及び改正下請振興法 (振興法)についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではご ざいますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、同説明会は、9月に開催した説明会と同一の内容となっております。

記

## 1. 開催概要:

- 令和7年10月14日(火) 10時30分~12時00分
- 対面またはオンライン配信(YouTube Live)形式での開催(※対面は定員が200名となっており、先着順となっております。定員となった場合、対面での御参加申込は〆切とさせていただき、YouTube Live での配信を御視聴いただく形となりますので御了承ください。) ※10月10日(金)午後をメドに、事前にお申込いただいたメールアドレス宛にYouTube Liveのリンクをお送りします。

## 2. 次第:

- ① 改正下請法(取適法)の改正ポイント説明(40分) 説明者:公正取引委員会 事務総局 企業取引課 課長補佐 大吉 規之
- ② 改正下請振興法(振興法)の改正ポイント説明(20分) 説明者:中小企業庁事業環境部取引課 課長補佐 髙橋 諄
- ③ 質疑応答(30分)
- 3. **申込方法**:下記の登録フォーム/QRコードより、お申込みください。

(申込締切: 10月10日(金) 10時まで)

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/022



## 【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課 (担当:新川・千葉・保田) 公正取引委員会 事務総局 企業取引課(担当:上續・立和田・兒玉)

(問合せ先) TEL: 03-3501-1669